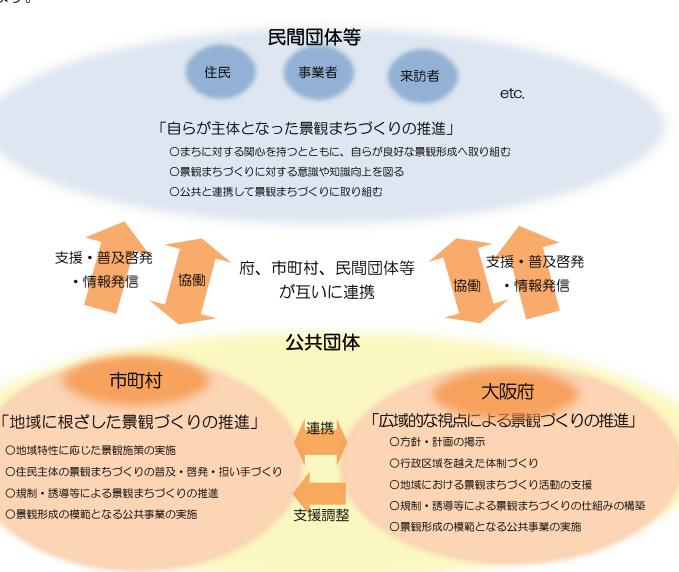
以 景観まちづくりの推進体制

- 〇府民共通の資産となる良好な景観の形成のためには、「府民・事業者、来訪者などの民間団体等」、 「市町村」、「大阪府」がそれぞれの役割を十分に認識し、連携して取り組みます。
- ○地域に根ざした良好な景観の形成は、住民の生活に密接に関係することからもっとも住民に近い 基礎自治体である市町村の役割が重要です。そのため、大阪府は市町村の景観行政団体化を推進 するとともに、行政区域を越えた広域的な景観形成の推進と、市町村の景観行政の支援調整に努 めます。



X フォローアップと評価・検証

- ○本ビジョンについては、社会経済情勢や景観づくりを取り巻く環境の変化を踏まえつつ、必要 に応じて見直しを実施します。
- 〇景観づくりに関する事業や取組状況については、フォローアップ、評価・検証する仕組みをつ くり、その結果を取組みに反映していきます。